

指定居宅介護支援事業所の運営規程

株式会社ケアネット明石サービスセンター

1. 株式会社ケアネットが行う指定居宅介護支援事業（以下事業という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態等にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- （1）事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、配慮して指定居宅介護支援の提供にあたる。
- （2）事業実施にあたっては利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （3）事業実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
- （4）介護事業を通じ、高齢化社会に貢献し、介護保険制度の発展に寄与する。

3. 事業所の名称

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 株式会社ケアネット明石サービスセンター
- （2）所在地 兵庫県明石市大久保町大窪 1 8 2 6 － 1 4

4. 職員の職種、員数及び業務内容

- （1）管理者 1 名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、介護支援専門員に居宅サービス作成に関する業務を担当させる。
- （2）介護支援専門員 1 名以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成等にあたる。

5. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日とする。
（但し、国民の祝日、1 2 月 3 0 日～1 月 3 日を除く）
尚、利用者の希望によっては休日の対応も行う。
- （2）営業時間 午前 9 時から午後 5 時とする。
但し、利用者の希望により、上記時間以外の対応も行う。

6. 居宅介護支援の提供、内容及び利用料その他の費用

(1) 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

①利用者の相談を受ける場所

株式会社ケアネット明石サービスセンターの相談室

②使用する課題分析表の種類

MDS－HC

③サービス担当者会議の開催場所

株式会社ケアネット明石サービスセンターのヘルパーステーション

④介護支援専門員は、サービス開始後においても、月に1回、利用者の居宅を訪問し、適切なサービスが実施されているか把握する。

(2) 利用者の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、明石市、加古川市（志方町を除く）、加古郡、神戸市西区とする。

8. 非常災害対策

(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に事業所の職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(2) 前項の訓練は、年2回以上行う。

9. 業務継続計画の策定等

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(1) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

1 1. 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するために年2回の研修を実施する。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定する。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- (6) 成年後見制度の利用を支援する。
- (7) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。

1 2. 苦情処理

提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

1 4. その他の運営についての留意事項

- (1) 事業者は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後2カ月以内
 - ②継続研修 年1回
- ③従業者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- ④従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を徹底する。
- ⑤指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは掲示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは、照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を図る。
- ⑥この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は㈱ケアネットが定めるものとする。

付則

この規程は、平成１２年１０月　１日から施行する。

この規程は、平成１６年　８月　９日から施行する。

この規程は、平成１８年　３月　１日から施行する。

この規程は、令和　６年　４月　１日から施行する。